

[事案 22-75] 配当金請求

・平成 23 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

満期時受取額が設計書記載の金額に比べ余りにも少なすぎるとして、設計書記載の配当金の支払いを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 54 年に加入した定期付養老保険が平成 21 年に満期を迎えたが、加入時に提示された設計書記載の金額に比べ、ボーナス(配当金買増保険金)も満期配当金もあまりにも少なすぎる。下記理由により納得できないので、実際に支払われる額と見積書の表示金額との差額および遅延損害金を支払ってほしい。

(理由)

ボーナスプランによる支払金額も「配当金特殊支払による増加養老保険特約」に基づく支払も、配当金ではなく、特約満期保険金であるところ、各特約満期保険金の額は、契約時に決定されているものであり、相手方会社は、契約時に確定された金額を支払う義務がある。

<保険会社の主張>

以下のとおり、相手方が設計書記載金額との差額(およびその遅延損害金)を支払う義務を負うものではない以上、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) ボーナスプランによる支払いも「配当金特殊支払による増加養老保険特約」に基づく支払いも、主契約に係る配当金の支払方法の一手段であり、配当金を原資として保険を買い増しし、その保険金が保険金受取人らに支払われるものである。したがって、その保険金額は当然に配当金額に左右されるところ、配当金額は経済情勢によって変動するものであり、契約締結時に確約されるものではない。
- (2) 設計書の下部にも、ボーナス金額、満期配当金額については、今後変動することが示されており、契約締結当時のパンフレットにも、同様の記載がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 4 4 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 保険契約は「附合契約」であり、約款の記載にしたがって契約内容が定められるものである。本件契約においても、ボーナスプラン及び満期時配当金の約款の記載がそれぞれ如何なるものであるかが問題となるが、下記記載のとおり、約款によれば、申立人が請求しているボーナスプランによる支払いおよび満期時特別配当金は、いずれも社員配当金であり、変動が予定されているものである。

そして、設計書の下部にも、「記載のボーナス金額、満期配当金額については、パンフレ

ットにもご説明のとおり、今後変動することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。」と記載されており、契約締結当時のパンフレットにも、同様の記載があるので、契約時にも、これらの金額が確定した数字ではないことが予想されていたことは明らかであり、よって申立人の主張は認められない。

①ボーナスプランに基づく支払いについて

約款によれば、本件におけるボーナスプランによる支払いは、下記のとおり、通常配当金の支払方法の一種である増加保険特約によるものであり、契約時に金額が確定しているものではない。

- ・本件契約において、「ボーナスプラン」と呼ばれるのは、増加保険特約によるものであり、同増加保険特約とは、毎決算期に割り当てられる通常配当金の支払方法として、保険買増を選択した際に付加される特約である。
- ・定款によれば、配当金は、決算において剰余金が生じたときに社員配当準備金に積み立てられ、社員配当準備金から、保険約款によって定められた方法によって、(割り当てられ、分配) 配当される金銭をいう。決算において剰余金が生じるか否かは、経済情勢によって影響を受けるものであるため、保険契約締結時に配当金額がいくらかになるか確定しているわけではない。

②特約満期保険金について

特約満期保険金は、主契約に自動的に付加される「配当金特殊支払による増加養老保険特約」により、特別配当金を消滅時配当の財源の一部として事前に積み立て、一時払特殊養老保険の保険料に充当することにより、当該特殊養老保険を買い増しし、主契約の満期に支払われる金銭で、特約満期保険金も、配当金の支払方法の一種であることは明らかで、配当金が経済情勢によって増減する以上、契約時に確定しているとは言えない。

(2) その他

①契約転換について

申立人は、主張書面において、申立契約が契約途中において相手方会社により「転換」がなされたと主張するが、保障内容の変更により主契約の名称が変わっただけであり、契約内容が変わったわけではない。また、「転換」は、相手方会社の一方的な意思表示のみで行うことはできず、申立契約が契約継続中に転換されたとはいえない。